

平成19年第1回土別市議会定例会会議録(第3号)

平成19年3月14日(水曜日)

午前10時00分開議

午後 2時11分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(21名)

副議長	1番	山 居 忠 彰 君	3番	伊 藤 隆 雄 君
	4番	井 上 久 嗣 君	5番	丹 正 臣 君
	6番	粥 川 章 君	7番	小 池 浩 美 君
	8番	柿 崎 由美子 君	9番	平 野 洋 一 君
	10番	足 利 光 治 君	11番	遠 山 昭 二 君
	12番	岡 崎 治 夫 君	13番	谷 口 隆 徳 君
	14番	山 田 道 行 君	15番	田 宮 正 秋 君
	16番	斉 藤 昇 君	17番	池 田 亨 君
	18番	牧 野 勇 司 君	19番	菅 原 清一郎 君
	20番	中 村 稔 君	21番	神 田 壽 昭 君
議 長	22番	岡 田 久 俊 君		

出席説明員

市 長	田 苅 子 進 君	助 役	相 山 慎 二 君
助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登志男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 恵 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙 課 長	石 川 誠 君

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市 立 土 別 總 合 長  
病 院 事 務 局 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 會 長 佐 々 木 正 雄 君

教 育 委 員 會 長 朝 日 保 君

教 育 委 員 會 長  
教 育 部 佐 々 木 文 和 君

農 業 委 員 會 長  
會 松 川 英 一 君

監 查 委 員 三 原 紘 隆 君

監 查 委 員 會 長 中 山 忠 君

事務局出席者

議 會 事 務 局 長 辻 本 幸 慈 君

議 會 事 務 局 長 藤 田 功 君

議 會 事 務 局 幹 事 近 藤 康 弘 君

議 會 事 務 局 幹 事 淺 利 知 充 君

議 會 事 務 局 幹 事 岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

副議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は20名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

副議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の遅参についてであります。22番 岡田久俊議長から遅参の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

副議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

9番 平野洋一議員。

9番(平野洋一君)(登壇) 平成19年第1回定例会に、通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、教育問題から取り上げたいと思います。

教育再生会議第1次報告に対する市教育長のお考えをお聞きしたいのでございます。

いじめの放置、とまらない児童・生徒の自殺、子供の虐待等々、教育にまつわる社会問題が顕在化している中で、政府の教育再生会議が7つの提言、4つの緊急対応をまとめ、教育関連3法案として、今国会に提出しようとしていることは御承知のことと存じます。

具体的には、1つ、学校教育法、学習指導要領の改訂及び学校の責任体制の確立のためであります。2つ目は、教育職員免許法、教員免許の更新制の導入であります。3つ目は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教育委員会制度の抜本改革であります。この3法案に関連して、お伺いしたいと思います。

初めに、ゆとり教育を見直して学力を向上させたい。授業時間を10%増加し、薄過ぎる教科書を改善したいとの提言であります。2002年からの新学習指導要領と学校の完全週5日制が覆されるのではないかと思うのでありますが、いかがなものでありましょか。

過去の高度成長期や受験地獄などの競争社会と違って、今の成熟社会、少子化社会では、わかる喜び、知る充実感と結びつけて、一人一人の思考能力を大切にする教育、こういったゆとり教育は歴史的な必然ではなかったのか、お尋ねしたいと思います。

次に、10年ごとに30時間の講習による教員免許更新制の提言であります。世の中に10年ごとに失職するかもしれないと心配をしなければならない職場がございませうか。教員の身分を不安定にすることは、決して子供のためによいことではないと考えます。質の悪い教師を切り捨てるといって、身分を左右する評価と結びつけた更新制は教師間のチームワークを損ない、全体として教員の質の低下を招く心配があると思いますが、お考えをいただきたいと思ひます。

更に、眠れる教育委員会の機能を強化したいとの提言でございませう。国が各教育委員会に是

正を勧告、または指示するといった関与が強まりそうであります。人口5万人以下の市町村教育委員会の統廃合、各市町村教育委員会の教員人事権の移譲等々、地方の教育行政を担う教育委員会は、知事や市町村長の政治的意向に左右されない独立した行政機関のはずであります。文部科学省の勧告や指示権限を強化することは、教育委員会の独立性を脅かす懸念があると思いますが、いかがなものでしょうか。

第1次報告は、内容が実に多岐にわたっているので、部分的にしか申し述べられませんが、社会総がかりで教育再生をいうのであるならば、国民の理解を得ながら、国民的論議を進める工夫があってもよいのではないのでしょうか。校長会の開催とか、審議過程の全面公開など、まだまだ議論を深めてほしいものであります。既に、中央教育審議会がわずか1カ月の突貫審議で、最終答申をまとめてしまいました。答申を受け、文科省は法案を策定し、今国会に提出を目指すのみという状況になっております。こうした上からの政策を押しつけるだけでは、教育現場は混乱するのみと考えますが、教育長の率直な見解をお聞きしたいと思うわけでありまして。

次に、新型交付税と応援プログラムについてお尋ねします。

昨日も斉藤議員の方から触れられておりましたが、政府は2007年度、本年度新たに導入、地域格差是正策を名目として、新型交付税を割り増し配分する、頑張る地方応援プログラムを2月6日国会に提案しました。政府の思惑次第では、地方交付税は削減されるのではと全国的に心配されております。総務省の言い分は、全国各地にはばらつきがあり、大変困難な時期にある地方を応援していきたい。従来の複雑な交付税算定方式を人口と面積を中心に計算して、簡略化したいと言っております。また、自治体が行財政計画が立てられると利点をアピールし、各自治体が交付税額を予測しやすくなると言っておりますが、本当にそうなのでありましょうか。各自治体は算定の基礎は人口重視が確実であり、過疎化が進む小規模自治体は過疎地に配慮した算定項目が減るため、交付税削減が避けられないと思いますが、本市ではどう考えておられますか。

道が昨年度、道内市町村への配分額7,315.9億だったのを、新型交付税算定案をもとに計算すると、27.6億も減ったということではありますが、このことをどうお考えになりますか。本年度の実際の配分額は、7月に正式決定されるそうですが、過疎地の多い道内は削減が避けられないと思います。いかがなものでしょうか。全国知事会も都市部と町村部の自治体財政の格差が増し、地域間格差を拡大する制度だと指摘していますが、市長さんはどう考えますか。

頑張る地方応援プログラムは、9つの指標をもとに、成果が上がった市町村に交付税を上乗せする制度だそうですが、その指標をお示しください。その指標をめぐっては、自治体の頑張りを国が査定するのは、地方分権に逆行するとの全国知事会の指摘もございます。既に、本市でもそうですが、道内の自治体は多くがかなりの行政改革を努力しております。今後の成果を対象とするのはおかしいと思いますが、あわせて市長の考えをお伺いしたいと思います。

また、地方交付税は総務省が事実上の裁量権を握る補助金になってしまったと、四国のある知事は断言していますが、市長はどう思いますか。

本市一般会計では、収入の大きな割合を占めるものが地方交付税でございます。この増減は市民生活に直結する大問題であります。昨年の交付額に比べて、本年度は2.9%減額して、66.5億余円の計上がなされていますが、十分根拠のある数字で予算が組まれているものか、率直な見解を求めたいと思います。

また、応援プログラムの指標に乗っかって、交付税の上乗せが期待できないものか、お伺いしたいと思います。

次に、生活路線を維持する展望と高齢者対策についてお伺いします。

バス路線を初め、公共交通機関の維持は、住民の生活権にかかわる問題であります。格差の問題が今論議されているさなかですが、過疎地の生活が不便になれば、ますます地域格差の拡大を招くこととなります。本市の場合、バス会社の営業路線はごく限られており、ほとんどが市の廃止代替路線、もしくは委託路線であり、種々の補助金によって支えられています。しかし、国・道・市と、押しなべて財政難で、先行きは不透明なところがあり、多くの市民が生活路線の維持、存続に心配をしております。

先刻、北海道の大手バス会社の中央バスが、4月から運賃を平均10%上げる見通しとの報道がありました。値上げの理由はマイカーの普及、過疎化の進行、燃料代の高騰等、やむを得ない値上げだと利用者に理解を求めているのであります。しかし、今回の値上げによって、将来とも路線が守られる展望は開けるのだろうか。値上げが利用者の減少につながり、再び値上げに追い込まれるといった悪循環に陥る懸念もあるのであります。特に今回の値上げは、過疎地の路線が値上げの対象となりました。通学距離の長い高校生やお年寄りをはじめ、過疎地の交通弱者に負担増のしわ寄せがあるようであります。こうして生活路線は厳しさを増すばかりであります。このことをどのようにお考えになりましょうか。

バス会社の経営努力だけでは限界が来ているのであります。本市のバス会社も、臨時職員を採用したり、中古バスで賄ったり、ぎりぎりの状況でコストダウンにこれ努めているやに聞いております。本市の廃止代替及び委託路線も将来的に補助金先細りしていくと伺っています。元も子もなくなったら市民の足はだれが守るのでありましょうか。国をはじめ、道、市は財政的な支援を拡充すべきではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

市長の市政方針、執行方針の中にも、公共交通に関する検討懇談会を設けて云々とありますが、交通弱者に追い打ちをかけないか、また補助金支援縮小につながらないかお伺いしたいと思います。

また、高齢化社会の進展が激しい中、バス運転手は悲痛な叫び声を日々耳にしていると聞いています。バスがやってきても、簡単に乗り込めないお年寄りがふえてきた。バスの床が高過ぎるのであります。お年寄りに優しい低床バス、ノンステップバスの導入が図れないものかお伺いしたいと思うわけでございます。

地球温暖化対策や高齢化の進展を見通すと、マイカーに頼らない地域社会づくりがますます重要になってまいります。公共交通機関に対する公的支援の拡充は、時代の要請であると思う

わけでありますが、市長の見解を承っておきたいと思います。

次に、テレビ難視聴区域の解消と市の対応についてお伺いをします。

2011年には何が何でもアナログ放送からデジタル放送に、全国一斉に変わります。既にBSハイビジョンのアナログ放送は、今年の9月までとなっております。各家庭でのテレビ入れかえの時期が目前に迫っております。ところが市内、特に市街地区には、難視聴区域が結構散らばっていると伺っております。例えば九十九山周辺東山一帯、大きなビル周辺はかなり厳しい状況にあると聞いていますが、実態はどうなっているのでしょうか。

この近くでは、上土別の三郷に中継アンテナが建つと聞いていますが、大部分は和寒、名寄の電波を拾わないと見られないとのことですが、その辺もお伺いしたいと思います。

難視聴区域に居住する住民から、今からどうしたらいいものかとの心配の声が上がっております。特に住人のいない某ホテル、某高層ビルについては、市として何らかの対応がとれないものか、市民にかわってお伺いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 平野議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私から新型交付税の概要と、頑張る地方応援プログラムに関する御答弁を申し上げますが、地方交付税の積算、バス路線の維持の展望と高齢者対策、及びテレビ難視聴地区の解消と市の対応につきましては総務部長の方から、教育再生会議第1次報告に対する市教委の見解につきましては教育委員会の方から御答弁を申し上げることにいたします。

前段に申し上げますが、このプログラムにつきましては、やる気のある地方が自由に、独自の施策を展開し、魅力のある地方に生まれかわることを最大の目的として地方交付税等の支援措置を講ずるものでありまして、地域の独自性と想像力を生かした地方の真のやる気を喚起しようという、いわばインセンティブな政策と言われております。特に格差の是正が政治的なテーマとなる中で、財政需要と収入の差額補てんという財源補償的な仕組みであったこれまでの地方交付税制度自体が、地方のやる気、つまりインセンティブを欠如させるとの認識もありました。都市部のみならず、地方の活性化を促進するための政策として、新たに打ち出されたものと私どもは認識をしているところであります。

この政策につきましては、都市部に比較をして不利な条件にある地方は、成果指標の目標達成に困難が伴うといった意見や、本来地方固有の財源であるべき地方交付税が、政府の政策的な意図によって配分額が査定されることへの疑問、更には頑張った成果は、国が一律に評価をするものではなく、地域住民がそのニーズによって決めることといった意見があることを承知いたしております。

その一方では、これまで行政や税収増に取り組んでも交付税の算定に反映されない仕組みには納得がいかなかった、あるいは地方独自のプロジェクトが国の支援を受けることで活性化に弾みがつくといった意見も聞かれるところであります。このプログラムは19年度から新たに創

設される政策であり、初年度は約2,700億円の支援額が予定されております。そのうち約500億円をプロジェクト推進に対する経費として特別交付税で措置するほか、約2,200億円を行政改革の指標、転入者の人口、あるいは農業産出額、小売業年間商品販売額、製造製品出荷額、若年者就業率、事業所数、ごみ処理量、出生率の9つの成果指標によって、普通交付税に反映する仕組みになっておりますが、具体的な算定手法につきましては、現段階ではまだ明らかに示されていない状況でございます。

特に、行政改革指標につきましては、本市といたしましても多くの困難が伴う中で、これまで積極的に行政改革に取り組みながら、行政運営に当たってきたところでありまして、今後におきましても、継続して取り組んでまいらなければならない課題でありますので、今後の算定方法のあり方を注視していかねばならないと考えております。

平野議員のお話にもありましたが、総務省が事実上の裁量権を握る補助金になったなどの意見につきましては、地方交付税制度の趣旨からすると一面では理解をするものの、このプログラムが自治体のやる気を喚起する仕組みとして機能し、地域の取り組みが一定の評価を受け、更に新型交付税導入とともに、交付税算定の基礎になるとすれば積極的にチャレンジをしていくことが大切であると考えております。

次に、新型交付税についてであります。現行の地方交付税制度は複雑な算定方式に基づいて交付額が決定されるため、極めてわかりづらく、地方自治体が予算編成や将来の財政推計をする場合に、予測がしがたいとの指摘があったところであります。このため、地方交付税改革の一つの道筋として、骨太の方針に沿って簡素な新しい基準で算定し、地方交付税の配分額を決めていこうとする考え方が、平成18年5月に、竹中総務相の私的懇談会において提言がなされ、これを受けて国は段階的に実施する方向を決め、19年度から交付税のうち、1ないし2兆円程度を新型交付税に移行して、3年後には交付税総額の3分の1に当たる5兆円程度を新型交付税に移行させることになったところであります。

その手法として、基準財政需要額の1割程度を配分する中で、従来の経常経費の一部と投資的経費のほとんどを移行し、人口と面積を基本として算定するとともに、算定項目の統合により、簡素化が図られたところであります。ただ、現在行っている試算においては、算定項目が大きく減ったものの、その中で用いられる基礎数値、補正計数などは非常に多岐にわたっており、一面では複雑化している部分もありますので、本年の7月に行われる普通交付税の本算定を行って見なければ、どの程度簡素化され、将来予測がしやすい新型交付税となるものか、現段階では判断ができないものであります。

次に、新型交付税導入の影響についてお尋ねがございました。

この新型交付税の影響につきましては、昨年11月に試算し、総務省で取りまとめが行われましたが、小規模自治体や過疎地に大きく不利な内容となっていたことから、地方自治体の要望などを受け、地方団体の財政運営に支障が生じないように、変動額を最小限にとどめるよう見直しが図られたところであります。

この結果、18年度に算定された各自治体の基準財政需要額に対して、全国の7割の自治体がこの需要額に対して0.1%から0.7%の増額となり、残る3割の自治体が0.1%から0.4%の減少となったところであります。ただ、道内においては、札幌市で9億5,000万円の増など、91市町村で増額となる一方で、本市では4,500万円の減となったほか、室蘭市で7,000万円、名寄市で6,700万円の減など、84市町村で減額となるなど、全国と比べて減額となる市町村の割合が多いものであります。ただ、自治体間の比較となりますと、個々の自治体の実態がわからないことから、その理由を正確に把握することは難しいものであります。北海道においては過疎市町村が多く、人口規模や面積のうち、宅地・田畑など、土地の利用形態による行政コスト差などによって、こうした結果になったものと考えているところであります。

新型地方交付税は、交付税を削減するための制度の導入ではないとはいえ、本市のように減額となる自治体もあり、増額となる自治体とは結果として格差が生ずるものでありますので、今後極端な地域格差が生ずるようなことのないように、これはもちろん地方六団体等々を通じて、こうした結果が出た場合には、私ども強く抗議、働きをかけていきたい、そのように考えてございます。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から新型交付税と応援プログラムの中の地方交付税の積算について、バス路線維持の展望と高齢者対策について及びテレビ難視聴区域解消と市の対応についてお答え申し上げます。

初めに、地方交付税の積算についてであります。19年度の予算額は、普通交付税で60億394万7,000円、特別交付税で6億5,000万円の、合わせて66億5,394万7,000円を計上しており、前年度との比較では2.9%の減となっております。そこで、普通交付税の推計であります。基本的な手法といたしましては、国から示される地方財政対策における伸び率などをもとに、それぞれ需要額と収入額を積算するほか、地方債の元利償還金や許可額を基礎に算入される公債費と事業費補正を加えて積算を行っております。

具体的な数値で申しますと、18年度の実績では63億3,300万円が交付されましたが、19年度の積算においては地方財政対策による地方交付税全体の増減率、マイナス4.4%を基本に、新型交付税へ移行されない従来分の基準財政需要額でマイナス3%のほか、各費目に係る積算の基礎となる単位表の影響を試算し、1億5,800万円の減と推計し、公債費算入分で5,300万円の増、需用費補正で9,700万円の減を見込んだところであります。また、臨時財政対策債については、9.5%の減の3億9,300万円と見込み、基準財政収入額では市税の伸びや税源移譲の影響などを考慮し、23億7,600万円と見込んだ結果、60億394万7,000円の予算計上をいたしたところであります。

次に、特別交付税であります。18年度の実績が予算編成段階では確定していないこと。更には全国的な災害、市町村合併の影響などで、大きく変動する要因があることから、推計は難



しいものでありますが、前々年度の実績額の9億7,000万円をベースに、合併に伴い交付された包括算入分や電算機器の統合といった特殊要因を除くとともに、地方財政対策における増減率を勘案して、19年度では6億5,000万円を予算計上いたしたところであります。

また、応援プログラムの実施によって、交付税の上乗せが期待できないかとお尋ねであります。普通交付税での算入については、さきに申し上げた積算の考えに組み込まれるものでありますが、特別交付税では独自の取り組みによって3,000万円を限度として措置されるものであります。ただ、特別交付税にあっては、全国的な災害の状況によっては、大きく変動するなど、非常に流動的でありますので、予算計上の上で過大な見積もりとならないよう対応いたし、ただいま申し上げた特別交付税を予算計上いたしたところであります。

地方交付税は、本来、本市一般会計歳入の約4割を占めることから、その積算に当たってはあらゆる情報を分析する中、慎重に行っております。しかしながら、各費目にわたりさまざまな変動要因があり、計数の把握も難しいため、推計には苦慮している現状にありますが、決定額が予算措置を下回るといった歳入欠陥とならないように十分留意し、対応を図っているところであります。

次に、市民の足として土別軌道に運行を委託している廃止路線代替バスを今後とも守るために、国をはじめ、道、市は財政的な支援を拡充すべきとお尋ねがありました。これまでも土別軌道が運行する地域生活バス路線及び市内循環バス路線の維持や再編等に関して、さまざまな論議がなされておりますが、本市では自治体財政が厳しい中であっても、地域生活バス路線の運行に対しては、高齢者や学生などの交通弱者の立場を考慮し、土別軌道との協議のもとに、行政負担をもって路線の維持に努めてまいりました。

全国的に見ましても、過疎地を中心にバス利用者の減少は顕著であり、これに昨年からの燃料高騰が拍車をかけたことにより、運賃の値上げや路線からの一部撤退といった事例も生じるなど、バス事業者を取り巻く情勢も一段と厳しさを増しております。

現在、市と土別軌道は廃止代替路線につきましては、運行委託契約に基づき、運行により生ずる欠損金に対して、道、市で応分の負担をしており、このほか川南大和線等の準広域路線や市内バス路線についても、一定の基準により補助をしている現状から、この基準を上回る更なる財政支援は、本市の財政状況からして極めて難しいものと判断いたしております。

次に、高齢者対策として、お年寄りに優しいノンステップ型の低床バスの導入であります。土別軌道が現在所有しているバスは、生活交道路線などの路線バスに使用している車両が19台、貸し切りバスの使用車両が10台の合計29台であり、そのうち乗降ステップを低くした低床構造のワンステップバスが朝日線に1台導入されております。

参考までに、道内37社の乗り合いバス事業者におけるノンステップバス導入状況を申し上げますと、平成18年3月末現在で、総車両数が3,796台で、そのうちノンステップバスは196台、導入率では5.16%にとどまっております。

そこで、土別軌道に今後のノンステップバスも含めた導入の考え方を伺いますと、

低床バスは乗り降りが容易となり、高齢者や障害者をはじめ、バス利用者には歓迎されるとのことでありますが、課題もあるとのことであります。まず、一般的なバスに比べ、かなりの割高な経費を要すること、まだ中古車市場に出回っていないこと、さらに低床バスの場合、乗降時に車高を上下する機能を有しておりますが、バスの床面高はおおむね35センチから57センチメートル以下といった車体構造であることから、冬期間の運行に支障を来すとのことで、特に交差点や停留所でのわだちへの対応、走行中に雪や氷の塊を巻き込み、故障発生の原因の一つと不安視されていることから、いまだ普及拡大に至っていない要因ではないかとのことであります。

低床バス、あるいは一般バスを導入するにも、まずはバス事業者がみずからの経営状況を踏まえ、判断することが基本であると考えておりますが、これまでのツーステップ構造の乗り合いバスが、現在はもう発売されていない状況を踏まえ、将来的にバスを更新する際には29人乗り小型バスへの移行、または低床バスの導入も選択肢の一つとして検討せざるを得ないと、土別軌道から伺っているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、新たに設置する公共交通に関する検討懇談会において、交通弱者に追い打ちをかけた、支援の縮小につながるような論議にならないかとのことでありますが、新たに設ける検討懇談会では、バス利用者が減少する時代にあって、本市におけるバス路線を今後とも維持していくためには、まずは利用者に対する配慮が欠かせず、一方では費用対効果の観点から運行路線の再編や見直しも必要となる場合もありますことから、バス事業者をはじめ、ハイヤー事業者、地域住民、学校関係者や北海道運輸局等の方々から、さまざまな視点で御論議をいただく中で、本市に見合った生活交通路線の構築に努めてまいりたいと考えております。

また、地球温暖化対策や著しい高齢化の進展など、公共交通を取り巻く環境も大きく変わってきている中で、お話にありましたマイカーに頼らない地域社会づくりは、特に人口が集中している大都市圏では、当然検討しなければならない課題であることを認識しております。しかしながら、本市の場合は広い行政面積を有し、集落も放射線状に分散している地域性からすると、交通手段の多くを自動車に頼らざるを得ない事情もありますだけに、まずは公共交通機関としてのバスのあるべき姿も含め、検討懇談会の場において御意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、テレビ難視聴区域の解消と市の対策についてであります。

地上デジタル放送は高画質、高音質、双方向、データ放送など、多くの機能を有している新しい放送メディアとして、平成15年12月から関東圏、中京圏、近畿圏の3大都市圏で、平成18年6月からは札幌圏でも放送が開始されたところであります。一方、現在のアナログ放送は平成23年7月24日をもって終了となることから、道内の放送事業者は地上デジタル放送への全面移行に向け、中継局の整備を順次進めており、本年10月1日にNHKが旭川中継局及び和寒中継局を開局するとともに、平成20年には民間放送事業者が名寄中継局及び和寒中継局の開局を目指すなど、本市で地上デジタル放送が視聴できるのは平成20年からと予定しているところで

あります。

アナログ放送による本市のテレビ難視聴区域につきましては、谷間などの地理的な条件から上士別地区及び朝日地区のテレビ放送受信を確保するため、上士別中継局及び三望台中継局を設置するとともに、山岳遮へい障害解消のため、温根別6区共同受信施設や南朝日三栄地区、北1線地区、及び岩尾内地区にそれぞれテレビ放送共同受信施設を設置し、テレビ難視聴の解消を図ったところであります。

更に、建物の影響による遮へい障害につきましては、市立病院，市民文化センター、士別小学校など、7施設において都市受信障害共聴施設の整備を図るとともに、民間の大型建築物などにつきましても、それぞれ共同受信施設を設置し、対応いたしているものであります。

また、桜丘地区及び東山地区につきましては、難視聴の調査を行った結果、山岳遮へい障害を受けていることが判明いたしましたので、共同受信施設の設置について自治会の方々と市が話し合いの場を持ちましたが、自己負担等の問題もあり、再検討したいとのことで、現在に至っている状況にあります。

地上デジタル放送は、アナログ放送に比べて雑音の影響を受けにくく、画像が二重，三重に映し出されるゴースト障害に強いとされ、ビルなどによる、いわゆる都市型の受信障害は大幅に解消されるのではないかと大きく期待されております。

しかしながら、電波の放送所から遠いなど、地理的に電波が届きにくい難視聴地域の電波障害がどのようになるのか、国、NHK及び民間の通信設備事業者にお聞きしても、現段階では不明な点が多くありますので、従来設置されている上士別中継局や三望台中継局などの共同受信施設の整備に当たっては、多大な経費を要しますので、本格放送が開始される前に行われる試験電波の状況を踏まえてから、今後の対応を図ってまいりたいと考えております。

また、建物による障害につきましては、その原因となる建築主の原因者負担により難視聴対策を講じなければなりません。前段申し上げたとおり、地上デジタル放送は受信障害に強い伝送方式でありますので、各家庭がUHFアンテナを設置することにより、視聴可能となる区域が拡大されるのお話もありますので、同じく試験電波の状況を踏まえ、対応を検討してまいりたいと存じます。

なお、地上デジタル放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、難視聴地域に対する十分な情報提供と整備、対応を図ること、更には共聴施設改修などの必要性が生じた場合には、市民に過剰な負担を強いることのないよう、支援措置を講じるよう北海道市長会や全国市長会を通じて、国に対して要望いたしているところであります。今後アナログ放送からデジタル放送への移行がスムーズに行えるよう望むものであります。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から教育再生会議にかかわる御質問にお答えさせていただきます。

昨年は、いじめによる子供たちの自殺が全国で相次ぎ、児童虐待、青少年犯罪も相変わらず後を絶たず、今、子供たちを取り巻く環境は大変憂慮すべき現状にあることは、私から申すまでもございません。安倍総理は、昨年10月教育改革を最重要課題に掲げ、内閣を発足させ、教育再生に関する国民的議論を呼び起こすために、改革の具体策を検討する教育再生会議をスタートさせ、更に12月には最重要法案と位置づけた改正教育基本法が国会で成立し、今、まさに我が国の教育は大きな転換期を迎えているところでございます。

このような中、本年1月24日には教育再生会議の第1次報告がなされたところでありまして、その概要といたしましては、ゆとり教育を見直し、学力を向上する。学校を再生し、安心して学べる規律ある教室にする。すべての子供に規範を教え、社会人としての基本を徹底する。あらゆる手だてを総動員し、魅力的で尊敬できる先生を育てる。保護者や地域の信頼にこたえる学校にする。教育委員会のあり方そのものを抜本的に問い直す。社会総がかりで子供の教育に当たるなどを柱とした、7つの提言といじめ問題対応、教員免許更新制度導入、教育委員会制度の抜本的改革、学習指導要領の改訂、及び学校の責任体制の確立といった喫緊の教育課題に対応するため、4つの緊急対応が示されたところであります。このたびの第1次報告におきましては、学力の向上、教員の質の向上、いじめ問題への対応など、喫緊の教育課題に迅速かつ適切に対応するため、学校はもとより教育委員会、家庭、地域社会などが緊密に連携をしながら、国も一体となって社会総がかりで取り組む方策について提言されたものと承知しているところでありますが、その中でも平野議員のお話にありまして、例えばゆとり教育では、それまでの詰め込み教育の反省から生まれてきた経緯もありまして、単に授業時間を増やせば学力が上がるのかといった疑問や、教員の免許更新制度につきましても、再生会議での教員免許新講習での厳格な修了認定を求め、問題ある教員は免許更新を認めないという提言には、その認定方法など問題点が指摘されているところでございまして、大多数の教員が子供たちの人間形成に力を注いでいる現状を考えますと、教育現場に混乱が起きないように慎重な論議が進められることを望むものであります。

また、教育委員会制度の改革につきましては、人口5万人以下の小規模市町村教育委員会は、統廃合と示されておりますが、北海道の市町村は約9割が5万人以下に当たりまして、全国的一律基準を当てはめることにつきましては地域の実情、特に過疎地域での現状には適合しないのではないかといった印象を持っているところであります。各自治体が当事者意識を持って取り組むという地方分権の視点に立って、慎重に論議を深めていくことが重要でないかと考えております。

また、教職員の人事権の市町村移譲につきましても触れられておりますが、僻地校の多い北海道では都市部に人材が集中固定化し、全道的な視野に立っての教職員配置の視点が崩れ、都市部と地方との教育水準に、格差がつくのではないかという懸念もあるところでございます。

このような状況を踏まえまして、去る2月13日に全国都道府県教育委員長協議会、並びに全国都道府県教育長協議会が教育再生会議に対し会議の公開をはじめ、一部の事象をもって全体

の傾向とするなど、一面的なとらえ方が見受けられるため、正確な現状分析と実証データに基づく議論や地方分権の視点に立った議論を求め、学校やさまざまな教育関係者から意見を聴取し、国民的議論を深めるとともに、教育現場に混乱を招かないように文部科学省・中央教育審議会及び関係省庁との連携を十分図られることを要望し、意見を表明したところでございます。

更に、2月23日には、全国都市教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会など、4団体が連盟で、教育委員会制度の抜本の見直しにつきましては、市町村教委は市町村が設置した小・中学校を管理し、地域住民に対し学校教育の直接責任を負っており、各地域の実情に合った教育行政を推進することが極めて重要であり、国の関与の強化は地方分権改革推進の観点から問題があり、地域の意見を十分尊重し、実情を考慮しながら議論を進めることを求め、文部科学省と教育再生会議に意見書を提出したところであります。

今後、教育再生会議では、引き続き幅広い視野から教育再生のための検討を進め、本年5月に第2次報告をまとめ、必要項目については骨太方針2007に反映させると聞いておりますが、今後におきましても文部科学省、中教審、再生会議の間で、深い論議がなされていくものと思いますので、その推移と動向を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、教育は子供たちのためにあるということ肝に銘じ、学校、保護者、地域住民との連携を今まで以上に密にし、土別市の実情に応じた特色ある教育行政の推進に努めてまいりたいと存じます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 15番 田宮正秋議員。

15番（田宮正秋君）（登壇） 平成19年第1回定例会に当たりまして、通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、地方公共団体における公的資金の繰上償還についてお伺いいたします。

総務省の平成19年度、地方財政対策の中で、地方自治体が過去に高い金利で借りた財政融資資金などを一定の条件を満たせば、保証金なしで繰上償還できるようになりました。対象は財政状況が悪化し、徹底した総人件費の削減などを内容とした財政健全化計画を策定、抜本的な行政経営改革に取り組む自治体で、金利年5%以上の借り入れに限り認め、19年度から3カ年の時限措置として行い、その償還額は5兆円規模の公的資金の繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減するものであります。

現行では、財政融資資金の繰上償還を行う際、将来の利払い費に該当する保証金を支払わなければならない、このため地方自治体は保証金なしで繰上償還できるよう求めてきました。昨年12月5日に行われた臨時国会の参議院総務委員会で、公明党の澤 雄二議員が高金利時代の保証金は、今の金利との差から実質的な利ざやになっていると指摘、また下水道事業など、公営企業債で借り換えを認めた場合の負担軽減は直接市民に還元されるとして、地方自治体の実情に配慮した財政制度と審議会での議論を要請しました。これに対して、菅総務大臣は、言いたいことをすべて言っていただいたと賛同し、現状との金利差を考慮した財務省の対応を期

してまいりました。夕張市が財政再建団体となり、地方財政の健全化をめぐる議論が活発になっていますが、地方議員には自治体の財政事情を正確に認識した上で、財政健全化のための責任ある対応をしていくことが強く求められております。繰上償還の利益は、最終的には、住民負担の軽減につながる施策であります。公債費負担の軽減対策の概要を伺うとともに、今後どのように取り組んでいくのか、現在本市において、利率5%以上で残っている負債残高を伺うとともに、低金利に借り換えることにより住民負担の軽減となる金額をお伺いいたします。

今後、金利も上昇すると予測されますので、早期に公的資金の繰上償還をすべきですが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、妊婦無料検診の拡大についてお伺いいたします。

妊産婦健康診査の実施根拠は、母子保健法第13条で、市町村は必要に応じ、妊産婦または乳児もしくは幼児に対して、健康診査を行い、または健康診査を受けることを勧奨しなければならないと定められております。妊産婦健康診査は、厚生労働省の通知によりますと、妊娠初期から分娩まで、14回程度の受診が望ましい回数として示されておりますが、公費による無料検診は、おおむね2回分として130億円が財政措置されてきました。これが19年度にはこれまでの子育て支援事業200億円と合わせて、700億円になります。

今回の地方財政措置の拡充は妊産婦検診の助成に限った金額ではありません。地方自治体が地域の実情に応じて、少子化対策を拡充することができるように枠が拡大されるもので、妊産婦検診費用助成の拡充のほかに、例えば児童虐待防止対策の推進、地域における子育て力の強化、ファミリーフレンドリー企業の普及促進などにも充てることが想定されております。

公費負担の回数や給付の方法などは、実施主体である市区町村が決めます。平成16年度の調査では、秋田県で、県内自治体の平均回数が8.16回、香川県では4.11回、富山県では4回など、国の助成を上回って実施している市町村も少なくありません。そこでまず、本市における妊産婦の無料検診の現況をお伺いするとともに、少子高齢社会にあつて、市単独事業の実施状況をお伺いいたします。

今般の地方財政措置の拡充は、地方公共団体が地域の実情に応じて、少子化対策が拡充することができるよう枠的に措置するもので、妊産婦検診費用に限った金額ではありませんが、厚生労働省は、今までの無料検診回数を2回から健康で安全なお産をするためには、5回以上の検診が必要としております。市立土別総合病院の経営計画には、収入の確保に関する事項に各種検診の推進があり、効果として収益の増加が計画されております。地元で産むことができない妊婦の方に対して、行政として精神的、経済的支援策として、5回以上の実施をすべきですが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、学校図書館図書整備費の予算についてお伺いいたします。

子供の活字離れが問題視されておりますが、子供がより読書に親しむ環境をつくるため、平成13年12月に、子供の読書活動の推進に関する法律が成立、学校図書館の充実を含む、子供の読書環境の整備について、国や地方の責務が明記されました。こうした状況を踏まえ、文部科

学省は14年度から18年度までの5カ年、学校図書館図書整備のために、毎年約130億円、総額650億円を地方交付税で措置してきました。これが今年度で終わることから、今回19年度から新たに学校図書館図書整備計画として、5年間で1,000億円を地方財政措置することが決まりました。1,000億円のうち400億円を蔵書を増やす費用に、600億円を古い本を更新するための買い替えに充て、学校図書館図書標準の達成を目指しております。

御承知のとおり、地方交付税で措置されたものは、各自治体で自動的に図書の購入費になるわけではありません。地方交付税は使途が制限されず、どう使うかは各自治体の裁量によるので、他の予算に流用されることもあります。

平成18年4月発表の学校図書館の現状に関する調査によると、学校図書館標準を達成しているのは、小学校で37.8%、中学校では32.4%しかありません。また、各都道府県別小学校1校当たりの図書購入費を16年度決算額で見ると、全国平均は42万円、最低は青森県の19.1万円、最高は山梨県の69.1万円と、3.6倍もの格差が生じています。未来を担う子供たちのために、よりよい読書環境を構築するために、学校図書の整備費拡充に向けた取り組みを推進すべきですが、本市において、本年度までの5カ年で図書標準達成のために増やすべき冊数の実施状況を伺うとともに、新年度からの5カ年計画では学校図書館図書標準達成のためには、増加冊数分だけでなく、廃棄される図書を更新するための冊数も含めた、図書整備の財源が計画されておりますが、本市の今後の計画をお伺いいたします。

次に、頑張る地方応援プログラム施策についてお伺いいたします。

総務省は、魅力ある地方の創出に向けて、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方自治体に対し、地方交付税などの支援措置を新たに講ずる、頑張る地方応援プログラムを取りまとめました。プログラムは地場産品の発掘、ブランド化や少子化対策への取り組み、外国企業などについて、かなり広範なプロジェクトが対象となり、地方にとって地域の特色を生かした施策を推進するチャンスになります。頑張りの成果を交付税の算定に反映する新たな支援制度になっていることから、本格的に自治体地域間競争の時代に突入したと認識して取り組むべきであります。支援を受けようという意欲のある自治体は、まず独自のプロジェクトを成果目標とともに策定し、住民に公表する必要があり、10項目の事業分野例があり、かなり広範な事業が対象になっております。

また、自治体がプロジェクトに取り組むための経費については、1市町村につき単年度3,000万円で、3年間の支援があり、頑張りの成果を交付税に反映されます。プロジェクトが単に行政内部の取り組み、または成果目標にとどまることなく、住民の参画などにより、広く地域の知恵と工夫を凝らしていくことが重要になりますので、第1次、第2次の募集期間のスケジュールを見越した取り組みをすべきですが、御所見をお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田菟子市長。

市長（田菟子 進君）（登壇） 田宮議員の御質問にお答えをいたします。

私から頑張る地方応援プログラムに関する答弁を申し上げて、自治体の公的資金繰上償還、妊婦無料検診の拡大は、それぞれ担当部長から、また学校図書館図書整備の予算につきましては、教育委員会の方から答弁をしていただきます。

頑張る地方応援プログラムにつきましては、さきの平野議員の御質問にもお答えをいたしました。地方交付税制度の趣旨からいたしましても、賛否につきましてはいろいろな意見がありますが、都市部と地方の格差是正の課題に向けて、安倍首相の、今年は地方が元気を出していく年にしたいとの考えから、地方の頑張りの成果を地方交付税算定に反映させる政策として打ち出されたものと承知をしております。

このプログラムの基本的な内容について申し上げますと、地方自治体は地域の特色を生かした独自のプロジェクトを住民の参画などによって、知恵と工夫を凝らしながら策定し、更に具体的な成果目標を設定することとなっております。採択されたプロジェクトにつきましては、3年間にわたって単年度で1団体3,000万円を限度に、特別交付税で措置されることになっております。

地方自治体を取り巻く環境も大きく変化をする中で、個性と魅力を各自治体が競うことで、自治体間に大きな差が生じてくることも念頭に置いておく必要があります。成果を上げることで地域をアピールすることができる機会にもなり得るものであります。

そこで、地方自治体が策定するプロジェクトの例といたしましては、地域経営改革、地場産品発掘、ブランド化、少子化対策、定住促進、観光振興交流、まちなか再生など、10の分野での事例が提示されておまして、その基本的な考え方につきましては、地方の豊かな資源を生かしたプログラムの組み立てによって、地域の魅力を発信していこうとするもので、想定されているさまざまな事業については、現在本市において課題となっているような内容の事業も多々あるわけでありまして。

本市は、地方財政が逼迫する局面にあって、市を挙げて財政健全化に取り組んでいるさなかでもあり、農業や商業を初めとする産業においても、ここ5カ年の傾向で申し上げますと、農業産出額についてはおおむね横ばい傾向、小売業の年間商品販売額や製造品出荷額、事業所数については減少の傾向にあるなど、就業の場の減少とあわせて、極めて厳しい情勢下にございます。加えて、全国的な傾向とはいえ、出生率も低下するなど、急速な少子高齢化、依然として続く過疎化の進行によって、人口も減少するなど、多くの課題が山積している現状にあります。こうした状況から脱却するために、本市では長年にわたって特色あるまちづくり運動が官民一体となって取り組まれてきまして、他に誇り得る、私は地域の素材になっていると思っておりますが、まずはサフォークランド土別の取り組みですが、サフォークめん羊についてはヘルシーな食材として、羊肉ブームに端を発して道内産の羊肉が脚光を集めたことで、本市としても肉の流通体系のあり方や加工品への活用に積極的な事業を展開しており、我が国を代表する産地としてのブランド化に努力をしております。

また、スポーツ合宿の里としての取り組みについても、これまで日本陸連を初め、大学、実



業団の合宿などで大きな成果をおさめており、本年は世界陸上に参加するドイツとスイスのナショナルチームの直前合宿も8月に予定されておりまして、更には朝日地区におけるスキー合宿の成果など、これも我が国を代表するスポーツ合宿の地に成長することができたと思自負をしているところであります。

また、地方からの文化を発信していく取り組みとして高い評価を得ているサンライズホールをはじめとする文化活動などもこの地域の輝かしい、私は素材であると思っております。加えて自動車など、試験研究のまちづくりや地域間の交流の取り組み、近年には移住受け入れ事業や体験観光型の創出など、この地域の特色を生かした活性化に努力していることは申し上げるまでもありません。一方では、現在、今後10年間にわたる本市の振興発展の方向性を示す新市の総合計画の策定作業が進められておりますが、確かな現状の把握と社会潮流の展望、夢のある発想と効率的、効果的な手法によって、魅力のあるまちづくりを進めていくことは重要な課題であり、特に多くの市民の皆様のご御尽力と御協力によって支えられているまちづくり運動を、改めてこの地域の魅力として発信をしていくことは、極めて意義深いものであらうかと思いません。

今回の頑張る地方応援プロジェクトにつきましては、特に1月に総務省を訪問した際にも、士別市のサフォークのような取り組みこそが、このプログラムの趣旨であり、しっかり頑張ってもらいたいといったお話をいただいているところでありまして、こうした時代の到来を一つのチャンスとしてとらえて、サフォークを初め、合宿の里や文化活動、自動車等試験研究など、この地域の大きな魅力になっている事業を中心に、具体的な検討をし、地域活性化に向けた取り組みとして、今後対応してまいる考えであります。

以上申し上げます、私の答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から公的資金の繰上償還についてお答え申し上げます。

従来、銀行縁故資金等一部の地方債については、繰上償還あるいは借りかえが認められており、本市においてもこれまでに幾度か借りかえを行うなど、公債費負担の軽減に努めてきたところであります。ただ政府資金については、国の資金運用において損失が生じることから、借りかえの際には、実質的に未償還の利子と同程度の保証金を支払わなければ認められなかったため、各自治体において高金利の未償還元金があっても、なかなか踏み込めない制度となっていたところであります。こうしたことから、全国市長会などを通じ、この保証金について免除の要請をしていたところでありますが、平成19年度の地方財政対策費において、一定の条件を定めた上で、臨時特例措置として平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金について、保証金なしの繰上償還を行い、高金利の地方債の公債費負担を軽減する措置が講じられたところであります。

そこで、この軽減対策の概要についてであります。政府資金のうち、財政融資資金は平成19年度から21年度までの間で3兆3,000億円程度、簡保資金では平成20年度から21年度までの

間において5,000億円程度を、普通会計債及び上水道、病院、下水道の公営企業債が対象となるとともに、公営企業金融公庫資金では、平成19年度から20年度の間において1兆2,000億円程度を、上水道、下水道の公営企業債を対象として、いずれも5%以上の金利の地方債について借り換えが許可されるものであります。

その際の対象団体となる条件としては、市町村合併や財政力、公債費、公営企業資本費や職員数の純減等の確実な行政改革の実施が見込まれること、健全化計画を定め、公表することなどに加え、明確な数値目標を掲げた計画書の策定が求められているところであり、こうした前提のもとで、金利5%以上については実質公債比率が18%以上の団体を対象としているところであり、また、合併市町村にあつては、実質公債比率が15%以上の団体についても対象となることから、本市においては最終的に総務省との協議になりますが、実質公債比率が16.6%であっても、これに該当するものと考えております。

次に、本市の利率5%以上の起債残高であります、18年度末の見込み額で申しますと、一般会計で4億3,400万円、下水道事業特別会計で10億3,400万円、水道事業会計で3億7,200万円、病院事業会計で24億2,100万円の合計42億6,100万円となっており、仮に全額借り換えできるものとしたしますと、20年度で1億4,000万円程度、21年度で1億2,000万円程度の利子の軽減となり、全体で8億6,000万円程度の軽減が見込まれるところであり、

このように、借り換えによって公債費負担の軽減を図り、財政の硬直化を改善するとともに、平準化によって後年度の財政負担を軽減することができることから、本制度の積極的な活用を目指すものであり、更には新たな地方債の発行に当たっても、過度な後年度負担とならないよう十分留意して対応いたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から妊婦無料検診の拡大についてお答えをいたします。

妊婦の健康診査につきましては、議員のお話にもありましたように、妊婦や胎児の健康状態を確認することにより、異常の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図ることを目的として、母子健康法に基づき、妊婦の健康診査を実施しております。この検診事業は、平成9年に道から市町村の事務として移譲され、原則として妊娠前期と後期の2回の検診を無料でっており、その財源につきましては、平成10年度から一般財源化される中で、本市ではこの原則に従い、今日まで実施してきたところであります。

また、妊婦検診の実施につきましては、市町村が発行する前期及び後期に受診券を妊婦の方が希望する道内の医療機関に提出することにより、自己負担なしで妊婦検診を受けられるよう全道の市町村にかわって、北海道が北海道医師会及び各大学病院などと、検診内容等について協定を締結して、公費負担による妊婦検診を実施いたしております。

こうした中で、厚生労働省の新年度予算の発表によりますと、少子化対策の一環として、全国ベースで330億円の地方財政措置を約700億円に拡充することとしており、市町村が実施して

いる妊婦検診や児童虐待対策、子育て支援策などについて、それぞれ充実を図り、自治体が地域の実情に応じて取り組むことができる内容としております。

現在、妊婦検診につきましては、妊婦の方が出産を迎えるまでに13回から14回の検診を受けている状況にあります。国においては、この妊婦検診の経済的な負担軽減を図り、健康で安全な出産をするためには、5回以上の検診が必要として、現行基準の2回の公費負担を、妊娠の初期から36週までの間に、公費負担による検診を、原則5回に拡大することとしております。

そこで、本市における妊婦の無料検診の現況及び市単独事業の実施状況についてであります。本市の妊婦の無料検診につきましては、母子手帳の交付時に、原則として妊娠20週までの前期に1回と、21週以後の後期に1回の、合計2回分の受診券を交付するとともに、35歳以上の妊婦の方には超音波検査の受診券を交付して、公費負担による妊婦検診を行っております。

平成17年度の検診実績を申し上げますと、前期は155名、後期が156名、超音波は12名で、合計延べ受診人数は323名となり、これらにかかわる検診料は215万4,000円となっております。

次に、無料検診回数を2回から5回以上にすべきとお尋ねですが、本年1月末に厚生労働省から妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通知があり、この中で5回の検診を公費負担により実施することが示されましたことから、道内各種の妊婦検診の公費負担について聞き取り調査をいたしたところであり、その状況を申し上げますと、11市は1回のみで、22市は本市と同様に2回の公費負担を実施しておりますが、国の2回の基準を超えて、市単独事業として無料の検診を上乗せして実施している市はありませんし、平成19年度から公費負担を5回に拡大して、無料検診を実施する予定の市は1市もない状況にあります。

こうした背景としましては、国からの妊婦検診の公費負担、回数拡大の通知が各市ともに新年度予算編成後であったことに加え、その財源は地方交付税で措置されることとなりますものの、妊婦健康診査の積算単価や回数は示されていないことなどから、その対応に苦慮しているところであり、

また、道では現在実施している妊婦検診と同様に、検診を実施するためには道内の医療機関と新たな契約が必要となりますことから、前期、後期以外の妊婦検診を円滑に推進するため、検診時期、検診項目、及び検診料など、北海道医師会等と協定を締結し、検診体制を整備することについて、内部協議、検討中であると名寄保険所から伺っております。

したがって、公費負担による無料検診の回数を拡大することは、経済的側面での子育て支援につながるものと十分理解をいたしているところではありますが、実施に当たっては道内の医療機関において受診券による妊婦検診の受診体制の整備が必要となりますことから、今後道の検診体制の整備状況と他市の動向等を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁いたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 学校図書館図書整備費につきましての御質問に、私からお答え

申し上げます。

学校図書館は児童・生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、また創造力を培い、学習に対する興味、関心を呼び起こし、豊かな心をはぐくむ読書センター、更には自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習センターとして、さまざまな学習活動を支援する機能を果たしております。各小・中学校におきましても、読書を親しむ態度を育成し、読書習慣を身につけるため、始業前の時間を活用し、朝の読書活動に取り組んでいるところでございます。また推薦図書コーナーを設置したり、学級で一定量の読書を推奨するなど、学校図書館図書を利用した読書の普及活動に努めております。

田宮議員のお話のとおり、文部科学省では学校図書館図書の整備を図るため、平成14年度を初年度として、18年度までの5年間に於ける図書標準を達成するよう総額650億円の地方交付税措置を行ってきたところであります。この整備内容につきましては、各学校の総学級数により蔵書冊数が定められておきまして、例えば小学校では3学級で3,520冊、6学級では5,080冊、中学校では3学級で5,440冊などと示されているところでございます。

本市の小・中学校の整備状況でございますが、14年度から17年度までの予算額と購入及び寄贈されました蔵書数を申し上げますと、14年度は予算が232万円で1,668冊、15年度は290万円で3,213冊、16年度は土別ふるさと会からの寄附金33万5,000円を含めまして、323万5,000円で2,387冊、17年度は290万円で2,524冊が新たな蔵書となったところであります。

そこで、17年度末での標準冊数と蔵書冊数を比較いたしますと、小学校では標準冊数が全部の学校合わせて6万1,160冊であるのに対しまして、蔵書数が4万2,336冊で、不足数が1万8,824冊、達成率は69.2%の整備状況でございます。なお、土別小学校のみが標準冊数9,060冊に対しまして、蔵書数9,435冊、達成率103%となっているところであります。

また、中学校では、標準冊数4万60冊に対しまして、蔵書冊数が2万7,357冊で、不足数が1万3,203冊、達成率は67.5%の整備状況にあります。なお、朝日中学校が標準冊数6,080冊に対しまして、蔵書数6,884冊で、113.2%の達成率となっております。

以上申し上げましたとおり、本市の小・中学校全体の図書館図書の整備は7割に達していない状況でございます。議員お話しのとおり、全国的にも標準冊数に達している小・中学校が4割に満たない状況の中、文部科学省におきましては、19年度より新たに5カ年間で従来の増加冊数に加えまして、廃棄される図書を更新するための費用を盛り込んだ財政措置がなされる予定となりますことから、これを機会に学校図書につきましては、子供たちが自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する能力や豊かな人間性をはぐくむためにも、また言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていく上にも、欠くことのできないものでありますので、今後標準冊数に近づけるよう計画的な図書の整備充実に向け、より一層取り組んでまいりたいと存じます。

以上もちまして、答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 21番 神田壽昭議員。

21番（神田壽昭君）（登壇） 平成19年第1回定例会に当たり一般質問をいたします。

最初に、新たな農業・農村の創造について質問させていただきます。

本年からの担い手を対象とした品目横断的経営安定対策が導入され、以前の水田、畑作について品目別価格、経営安定対策から担い手に支援を集中した品目横断的な仕組みに構造改革し、国際規律の強化にも対応できる政策体系に日本農業は大きく転換することになりました。本市においても、昨年各地域での説明会において、過去の生産実績と品質、収量に基づく支払いなどについて、具体的にその内容が示されました。更に、19年度からの地域水田農業ビジョンも見直され、米の生産調整などの目標達成や作物作付や販売、担い手への農地利用集積や地域の特徴を生かした生産販売戦略や事業に応じた生産を推進する地域振興作物の明確化、そして産地づくり交付金の活用も担い手育成の用途への見直しと、担い手の明確化などが改定のポイントと示されているのであります。

そこで、本市における産地づくり交付金、約22億円の活用は、国が示した目標のほかに、土別市の農地管理委員会協議書顛末書に示されたように、地域の担い手状況は50歳、60歳が60%を示し、今後10年間で急速な高齢化が進行、担い手の不足は解消されない、担い手への土地集積も農畜産物価格の低迷などで難しい、また条件不利地の荒廃化が進む可能性も大きく、担い手だけでは農地は守れない、高齢農家対策とあわせた施策が必要、そして将来的にはコントラクター法人集団などの、農地管理農業経営を考えていくことが必要であるというように、本市の農業の課題が示されましたが、私はこうした諸課題に対し、産地づくり交付金は本市農業の将来を見通した方向に、有効に活用されなければならないと思うのであります。新旧助成体系の相違点、またそこから示されようとする本市農業の方向について考え方をお示してください。

次に、土別市農業・農村活性化計画についてであります。

この第1期計画は平成12年から14年、第2期計画は15年から18年まで、次、朝日町との合併もあり、新市として第1期の計画策定の時期を迎えました。日本全土で改革の嵐が吹き荒れ、農業も例外でなく、多様な人たちで支えてきた生産現場は、限られた担い手を中心に政策を集中し、消費者や多様なニーズと期待にこたえる農業・農村づくりと、地域の創造・工夫が一層発揮できる手法や、積極的な取り組みが求められることになりました。

私は17年10月の第1回定例会で、次期活性化計画についての質問で、国の農政はやる気や優れた農業者に集中する方向の中で、高度な、発達した市場経済に深く組み込まれている中で、ただ原料生産だけではなく、多様な人たちが支え合う、加工、流通、外食といった分野まで進出し、絶えず違いをつくり出そうとする積極的な取り組みが活性化計画に求められることを提案いたしました。

お答えにありましたように、新市における活性化計画は北の大地に根差した活みなぎるまちづくりを基本に、新市建設計画等の整合を図りながら、収益性の高い農業を継続的に発展させ、市民合意の中で新分野への進出、朝日町における農業の特性などを視点に、新計画の策定には、19年度から導入される品目横断的経営安定対策や米の産地づくり対策にかかわる新たな

施設の動向、更にはW T Oでの論議の進捗など、諸般の状況を見据えることが不可欠であります。新市における第1期農業・農村活性化計画は、農業の大きな転換期を迎えた今日、今までの人づくり、土づくりを土台に、何を具体的に土別の方向性と違いをつくっていくのか、特に農業者の考え方や意見をどのように集約しようとするのか、今後の行動計画と土別市農業・農村活性化審議会の議論の内容を示していただきたいと思います。

次に、甜菜の作付支援についてお伺いいたします。

甜菜は、輪作の体系上からも、更に日甜の工場を有する土別では、作付の振興は極めて重要な農政の柱として位置づけられ、各種支援措置がなされ、増反の機会をうかがっていたのでありますが、これが品目横断的経営安定対策が導入されることに伴い、重要作物が敬遠され、将来的には輸送コストも一部生産者負担になることから、遠隔地では過去の生産実績に基づく支払いを受けながら、作付を減少させる地域が出たことに伴い、土別市ではこうした面積を土別に集約し、J A北ひびきで43ヘクタールの増、土別市分では28.1ヘクタールが確保できたことは極めて意義深く、市の甜菜振興会、また関係者の努力にも敬意を表したいと思います。ただ、この増反分は、新たな面積となり、過去実績の支払いがない中での作付となり、安定するまでの3年間ぐらいは、市独自の作付誘導策をとるべきと思うのでありますが、考え方があれば示していただきたいと思います。

次に、土別市立総合病院の経営についてお伺いしたいと思います。

自治体病院は、公的医療機関として位置づけられ、住民の健康を守る機関として、極めて重要な役割を果たしております。しかし、近年、国が示した研修医制度や診療科の偏在による医師不足は深刻で、土別市立病院は泌尿器科、精神神経科、耳鼻咽喉科、眼科については、固定医師の確保ができない状況であります。加えて、診療報酬のマイナス改定等、医師不足による患者の減少、多額の不良債務によって、病院経営は極めて厳しい環境にあることは、市政執行方針にも示されましたし、昨年末には10カ年にわたる病院健全化計画案にも出される中で、17項目にわたる行動計画は、院長を中心にして、相当強い意思が感じ取れました。民間の病院が少ないために、市立病院は1次医療から2次医療まで、極めて幅の広い体制の確保は非効率的な面もあろうかと思うのでありますが、命と健康を守る病院として、期待が多いものがあります。お産ができなくなる不安、4月からは小児科が、名寄市立病院のサテライト病院となり、市民の中には、他の科もサテライトするのではないかという心配や、新たな医師確保が容易でない今日、現有の医師確保ができるのかという不安の声も聞かれます。私はこんなときだから地方病院の生き残り策として、健全化計画に直接ないことで、市民に不便をかけることになるが、名寄市立病院と広域で診療体制を確保することも検討課題ではないでしょうか。相手のあることではありますが、名寄市立病院と土別市立病院で総合病院の体制を確保し、人材を1カ所に集中し、効率的な診療を確立し、徹底したむだを省くことで、健全経営に一步前進すると考えます。可能かどうか、考え方をいただきたいと思います。

更に、吉川院長が医師確保として、医師研修病院としての申請を考えられておられるようで

ありますが、その見通しと、4月から休止する3階病棟の利活用を何か、具体的に考えていることがあるでしょうか。

地方の実態を考えない医療改革で、大きな課題を抱えながらの病院経営になりますが、市民の理解を得ながら、10カ年の計画が着実に成果が得られますことを願い、私の一般質問を終わります。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時44分休憩）

（午後1時30分再開）

副議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 午前中の、田宮議員の学校図書整備費の御質問に対しまして、私の答弁の中で土別小学校の標準冊数を9,160冊と申し上げるところを9,060冊と申し上げ、中学校の標準冊数を4万560冊と申し上げるところ、4万60冊と申し上げましたので、おわびし、御訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 神田壽昭議員。

21番（神田壽昭君）（登壇） それでは、先ほどの私の質問で、説明不足の点がありましたので、説明させていただきたいと思っております。

名寄市立病院と土別市立病院との総合病院の体制確保というところではありますが、この辺については、名寄の病院の持っている機能、診療科、あるいは土別の診療科を、お互いを分担し合って、徹底したむだを省くとか、健全経営に大きく機能するのではないかとということで、決して1カ所に集中するというのではなくて、お互いの持っている病院の診療科を分担し合って、効率的な病院運営にするべきではないかという趣旨の質問でございましたので、よろしくお願いいたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えをいたします。

私から新たな本市農業・農村の創造について、このうち甜菜作付誘導支援策及び市立病院の経営について御答弁を申し上げ、新たな産地づくり交付金と本市農業の方向並びに農業・農村活性化計画策定につきましては経済部長から御答弁を申し上げます。

甜菜の作付に係る誘導支援策につきましては、お話しのように寒冷地作物である甜菜は輪作体系においても、また安定した所得を見込める作物として、極めて重要な役割を果たしているものであります。しかしながら、甜菜の作付にかかわる環境は、近年の低甘味嗜好や加糖調整品の輸入などにより、依然として厳しいと言わざるを得ません。このような状況の中で、北海

道全体としての作付指標面積が減少してきたわけでありますが、ここ数年で見れば、国が砂糖生産数量の適正化や輸送コスト削減などの方針を打ち出す中であって、何とか指標面積6万8,000ヘクタールを死守しているというのが現状であります。

本市における作付につきましても、この数年は541ヘクタールが確保されてきたところではありますが、ただいま申し上げましたような砂糖の需給状況を考えますと、今後において指標面積が減少する要素があったとしても、増える要素はほとんどないという状況において、いかにして、甜菜の面積を維持していくかということで、大きな課題となっていたところであります。

このような中で、今年から品目横断的経営安定対策が導入されることによって、上川の他の地域において、甜菜が他の作物へと作付転換されることとなり、これによる作付減少分約120ヘクタールの指標が管内において分配されることになりました。このため、市といたしましては、この作付指標面積を何とか本市地域で確保すべく、J A北ひびきを通じて、北海道農協畑作・青果対策本部に対し、指標の増加をお願いしてきたところであります。結果としては、ただいまお話しのように、本市においては28.1ヘクタール増の569.1ヘクタールが今年の作付面積として確保されたところであります。

そこで、過去の生産実績に基づく支払いがされない面積増加分に対する作付の安定化に向けた誘導支援についてであります。ただいま申し上げましたように作付できる枠として、569.1ヘクタールは確保できたところであります。本市の輪作体系においては品目横断的経営安定対策の中にあっても、まずはこの面積が安定的に作付されることが肝要であり、このためには過去の生産実績に基づいた支払いがない作付に対して、一定の支援を行うことは極めて大きな効果を生むものと考えます。このため、今回の指標増加分に品目横断的経営安定対策における要件を満たさないため、実質的に甜菜の作付をあきらめざるを得ない状況となった農業者からの面積分などを含めた、約75ヘクタールから担い手経営革新事業により、新たな助成対象となる28ヘクタールを控除した47ヘクタールにつきまして、再生産費が確保できるよう支援を講じてまいりたいと考えております。

更には、中・長期的な視点に立った対策とすることで、本市への指標面積を更に流動でき得るものとして、甜菜を核とした適正な輪作体系の確立による畑作物の生産性向上を目指すものであります。甜菜は農業経営において極めて有利な作物であると同時に、本市経済の活性化にも大きくかかわる重要作物でありますので、今後におきましてもこの作付振興には鋭意努めてまいり所存であります。

次に、市立病院に関する御質問にお答えをいたします。

最初に、公立病院の広域診療体制についてお尋ねがございました。

市立病院をはじめとする地方の病院は、地域の方々の健康を守るために、日夜必要な医療を提供しておりますが、最近地域偏在からくる医師不足の問題は、本市の市立病院をはじめとする地方病院においても顕著にあらわれてきており、各病院とも厳しい経営状況となっていることは、機会あるごとにお話をさせていただいてきたとおりであります。



このような状況に対処するため、北海道におきましては平成16年度に3医育大学、行政機関及び関係機関が中心となって、地域医療を充実させ、具体的な取り組みを行う組織として北海道医療対策協議会が設置をされました。私もこの協議会や分科会の一員として参画をし、医師養成の検討や自治体病院の広域化等について、検討協議を目下行っているところでもございます。

その中でも、自治体病院の広域化検討の基本的な考え方につきましては、数少ない人的医療資源や医療機能を有効活用して、その地域に住んでいる人々に、いかに安全、安心な医療を提供していくかということを前提に、昨年北海道が示した市町村合併推進構想による区域を基本としての検討が行われており、原則として公共の交通機関によって日帰り通院ができる範囲内として、救急搬送体制については医療機関と消防機関の連携に配慮していくこととされているところであります。

しかし、これら自治体病院の広域化を推進するとなりますと、それぞれに利点や欠点も多く予想されるところであります。有利な点といたしましては、病院に医師が集約されることによって、労働環境が改善されるとともに、良質、安全な医療が継続的に提供され、病院の経営が健全化に向かうものと推測されますが、反対に欠点としては特定の疾患によっては遠くの病院まで通院しなければならないことや、地元にある病院の規模が縮小することによって、十分な救急医療体制がとれないために、地域住民の不安が増長されるのではないかと懸念であります。

このような内容をもとに、現在北海道医療対策協議会におきましては、自治体病院の広域化の検討が進んでおりますが、今後の作業スケジュールといたしましては、今後何回かの分科会を開催した後に、今年の夏ごろをめどにして、広域化や連携構想の方針が出される予定になっております。

ただいま議員から医師確保が困難な状況にあることから、地方病院の生き残りをかけるために、隣町である名寄市立総合病院と広域で診療体制を確立してはとのお話もございましたが、先ほどから申し上げておりますように広域化の検討につきましては、北海道が示した市町村合併推進構想による区域を、まずは基本としておるわけでありまして、そしてこの区域が医療機能上適正化どうかの判断につきましては、今後北海道医療対策協議会の場において、結論が出されるものと考えておりますので、その結果をもとに公立病院のあり方につきましても、十分検討していかなければならないものと判断をしております。

次に、臨床研修病院の指定についてのお尋ねがございましたが、現段階では協力病院である名寄市立総合病院及び協力施設である北海道名寄保健所の協力を得て、今年の6月末までに厚生労働省北海道厚生局に研修病院の指定申請を提出する予定であります。順調に推移をいたしますと、平成20年度には研修医の受け入れができるものと考えております。

また、4月より閉鎖となります3階東病棟の今後の利用方法についてであります。現在病院内においてその利用方法を検討しており、当面は現状施設のままで有効利用を図ってまいり

たいものと考えております。

以上申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から新たな産地づくり交付金と、本市農業の方向と、農業・農村活性化計画策定についてお答えいたします。

初めに、新たに見直されて、平成19年度から始まる産地づくり交付金についてであります。

初めに、国における制度見直しの概要から申し上げますと、平成16年度からの現対策3年間における実績が、国段階で検証された結果、新たな交付金においても、大枠としてみればこれまでとほぼ同様な取り組みに対する使途が可能となっており、現対策において高品質な麦や大豆の生産出荷に対して支払われてきた、重点加算金が品目横断的経営安定対策へと移行されたことにより、この実績額が新たな交付金に加味されることとなりました。

また、意欲的な生産調整などを推進するための特別調整促進加算事業は一部見直され、新需給調整システム交付金となり、更に水稲作付農家のうち、品目横断的経営安定対策の要件を満たさない農家に対しては、米価下落等に対応した対策として、稲作構造改革促進交付金が新たに措置される中で、これら両交付金の一部を産地づくり交付金の本体に組み入れることができるとされたところであります。

また、今回見直しの大きな柱として、需給調整システムの主体が行政から農業者と農業団体へと移行されますことから、本市においてはこれまで土別と朝日の両地区に設置していた2つの水田農業推進協議会を合併新設して、農業者団体等が主体となる土別市水田農業推進協議会とし、この協議会が産地づくり対策における助成体系を組み立てるとともに、今後の販売戦略に応じた需給調整を担うものとしたところであります。

そこで、このように制度が見直した中での本市産地づくり交付金における新旧の助成体系についてであります。

新たな体系についても、転作面積に応じた基本単価による助成を骨格としておりますことは、これまでと同様であります。生産性の向上を図るための安全、安心対策としての栽培履歴の記帳、圃場条件の改善と、土づくりに向けた排水対策の実施や、堆肥、地力作物、土壌改良資材の投入、更には加工米の助成や農地流動化を推進するための賃借などについては、例えば農地の賃借助成で見れば、現在10アール当たり3,000円であるものが、5年以上の新規契約については、1回に限って1万円とするなど、その内容や単価について見直しを行っております。

また、新規の取り組みといたしましては、麦と大豆の品質向上に向けた奨励事業とともに、緑肥専用品種の導入に対する助成を追加したところであります。

産地づくり交付金は、平成22年度までに、米づくりの本来あるべき姿を目指すとする国の米政策改革において、水田農業における構造改革を推進するために、今後3年間にわたって交付されますが、この交付金があくまで転作田における農産物の生産性向上や地域振興作物の産地化に視点を置いた対策であったとしても、交付金における効果を十分に上げていくことは、た

だいまのお話にもありました、本市が抱えている農地集積や集団化にかかわる諸課題解決への道を開くとともに、本市農業・農村活性化条例が目指す収益性の高い農業を継続的に発展させることにもつながるものであります。

したがって、国の内外における今日的な情勢から、本市の農業と農村は極めて厳しい環境下にあるとしても、賃貸借における各種の取り組みが最大限の効果を上げるものとなりますよう水田農業推進協議会において、新たに策定される産地づくり計画を毎年検証し、見直す中で、本市農業全体の活性化に努めてまいります。

次に、農業・農村活性化計画の策定と農業振興についてであります。

本市の農業・農村は恵まれた自然と豊かな土地資源を生かしながら、常に生産性の高い農業経営を目指すとともに、そのときどきのあらゆる状況の変化に対応しながら、地域を支える基幹産業として重要な役割を果たし、今日まで発展してきたものであります。しかしながら、国際的にはWTO農業交渉や経済連携協定交渉の行方など、農業にとって予断を許さない状況に加え、国内においては戦後最大の農政改革と言われる農業政策の大幅な転換、更には農畜産物価格の低迷、担い手の減少、高齢化など、農業・農村を取り巻く情勢が大きく変化しております。

このような時代にあって、本市の農業・農村が堅実に発展していくためには、命と暮らしの根幹をなす食料の生産と、それを支える農業の大切さを十分に理解する中で、市民が一丸となって活力あふれる農村づくりを推進することが何よりも重要なことと考えるものであります。

このため、平成17年9月1日の合併と同時に、新市としても農業が本市の基幹産業であることを改めて認識し、農業・農村をより一層発展させるための理念と目指す姿を、新たな土別市農業・農村活性化条例として制定したものであります。

そこで、活性化計画の策定についてであります。

ただいま申し上げてまいりましたことを背景として、本市の農業・農村が今後においても力強く発展していくために、収益性の高い農業を継続的に発展させ、活力あふれる豊かで住みよい農村を創造するとともに、農業と農村が市民の総意のもとで、貴重な財産として将来に引き継いでいくという条例の精神に基づき、この目的の達成に向け中・長期的な視点に立って策定するものであります。

また、先般開催されました土別市農業・農村活性化審議会におきましても、本市がこれまでも柱として取り組んできた農業の原点であります土づくりと人づくりを基本として、今日の農業と農村を取り巻く情勢の変化などを見きわめながら、本年12月をめどに、素案として策定してきたことが確認されたところであります。

農業・農村を取り巻く環境が大きな転換期にある今日、とりわけ北海道は我が国における食料王国であり、農業を基幹産業とする本市は、その一翼を担うだけに、その果たす役割と責任は極めて重要であります。したがって、今後におきましても、市民各界各層、更には関係機関、団体などの御意見を広く伺い、本市農業・農村の現状を把握し、将来の方向を見きわめ

て、農業と農村が目指す姿となるために、何を行わなければならないかを明らかにできるように  
新市総合計画との整合性を図りながら、平成20年度をスタート年とすべく、策定作業に鋭意努  
めてまいります。

以上申し上げまして、答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 4番 井上久嗣議員。

4番（井上久嗣君）（登壇） 平成19年第1回定例会に当たり、さきに通告をいたしましたとお  
り、一般質問をいたします。

まず初めに、ポスフルの名寄市徳田地区への出店に関して質問をさせていただきます。

御存じのように、名寄市徳田地区へ、イオングループであるポスフルの出店計画が発表さ  
れています。ポスフルは、さきの2月11日名寄市において市民説明会を開催し、直営及びテ  
ナント等を含む、売り場面積は約2万2,000平方メートルとし、本年7月に工事着工、来年3  
月初旬のオープンを目指すと説明がされています。

さて、国は深刻な中心市街地の空洞化問題を克服し、21世紀にふさわしいコンパクトなまち  
づくりの実現と地域経済の活性化を図るために、まちづくり3法、いわゆる中心市街地活性化  
法、都市計画法の改正等を昨年行い、改正まちづくり3法として、本年秋より本格施行が始ま  
ります。

これは、平成10年に制定されたまちづくり3法でしたが、中心市街地の空洞化に歯どめがか  
からず、まちづくり3法自体の不備も指摘され改正に至ったものであります。消費者の利便性  
を考慮し、少子高齢化社会に見合ったまちづくりにつなげる上で、クローズアップされたのが  
コンパクトなまちづくりの発想であり、それは徒歩と公共交通で大半の用事が済ませられ、幾  
世代にもわたって、持続可能なまちづくり手法として欧米の諸都市に浸透しているものであり  
ます。

さて、その本格施行が始る前の駆け込みともとれるこの時期に、士別市にとって隣接する自  
治体であります名寄市郊外の徳田地区への、ポスフル出店計画が正式に発表されました。そ  
の計画を見ますと、想像を絶する巨漢店舗であります。経済産業省が昨年1月に発表した平成  
16年度商業統計各報による小売業統計値によりますと、名寄市全体の売り場面積の合計は約4  
万5,000平方メートルであり、2万2,000平方メートルを超えるポスフルが出店しますと、売  
り場面積が約1.5倍になる計算となります。また、過剰な店舗を表現するオーバーストアとい  
う言葉がありますが、名寄市の行政人口1人当たりの売り場面積は、既に全国平均より26.5%  
も多い過剰な売り場面積を有しています。もし計画どおりの出店がなされますと、全国平均の  
約1.9倍の売り場面積となり、まさに極度のオーバーストア状態となります。ちなみに、隣接  
自治体であります本市においては、売り場面積が4万平方メートル強であり、これは全国平均  
の実に53.8%も多く、現在の名寄市以上のオーバーストア状態とも言える数値となっています。

現在、既にこういった状況の中で、ポスフルという巨漢店の出店は、名寄市を初め、近隣  
市町村のみならず、広範囲に大きな影響を与えます。また、既存店との共存共栄や適度な競争

原理を望めるような状況とはかけ離れたもので、まさに日豪EPA問題と同じように、この地域の崩壊につながる可能性が少なくないと考えられます。

このため、名寄市におきましては、市内の商業者、商業団体で、ポスフル出店に反対する名寄市大型店出店問題対策協議会が設立され、単なる商業者のエゴではなく、中・長期的なまちづくりの観点から出店の反対運動を進めています。また、名寄市におきましては、出店計画地域である名寄市徳田の工業地域に、地方自治法が認められる特別用途地区に上塗りをして、床面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設の建設を認めないなどの、市条例の制定に向けて進められていると聞いております。なお、士別市におきましても、士別商工会議所がポスフルの名寄出店は、士別にとって深刻な影響が懸念されることなどから、さきの臨時議会総会にて出店計画への反対決議をされています。また、2月22日に名寄市で行われた名寄市大型店出店問題対策協議会が開催した、郊外大型店出店反対総決起大会にも士別市内の商業関係者などが多数参加されています。

さて、そこでお尋ねをいたします。仮にポスフルが名寄に出店した場合、士別市にとってはどのような影響があると思われるか、士別市の考えをお聞かせください。

また、このポスフルの名寄出店計画についての市長の御所見をお伺いしたいと思います。

きのうの池田議員の質問につながる部分でございますが、関連する質問をもう一点させていただきます。

先ほど触れさせていただいたとおり、改正まちづくり3法がこの秋から本格施行が始まります。都市計画法の改正により、床面積が1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地は商業地域、近隣商業地域、準工業地域に限定され、郊外への都市機能の拡散が抑制されます。しかしながら、先ほど述べさせていただいたとおり、本市は、既に行政人口1人当たりの売り場面積が全国平均の1.5倍を超える、極めて過剰とも言える現況にあり、1万平方メートル以下だからといって、更に郊外に大型店などの出店があると、今後のまちの形態に更に大きな影響が出るものと容易に想像ができるものであります。

今後、郊外への無秩序とも言える各種機能の拡散は、過疎化や少子高齢化社会が進む中でも、多くの矛盾を包含しており、将来的なまちの維持コストにおいても、大きな負担となるものと考えられます。

本定例会の初日で、市長は市政執行方針の中で、住む、働く、学ぶ、遊ぶなどのさまざまな機能を市街地中心部に集積する、いわゆるコンパクトなまちづくりを関係機関、団体などと調査研究し、中心市街地の活性化に努めると述べられています。私は、今後の士別市のまちづくりの基本方針の一つに、コンパクトなまちづくりの方向性をより明確に、具体的なテーマとして位置づけることが必要と思われるが、御所見をお伺いいたします。

まちづくり3法の1つであります中心市街地活性化法が改正され、中心市街地の活性化に関する法律に変更されました。この法律は中心市街地活性化協議会を組織し、自治体も参加する中で基本計画をつくり上げ、国の認定基本計画へと進めていくものと認識しております。当然

ながら商工会議所や商工会、まちづくり会社などが指導的に組織をつくっていくものと考えますが、やはりその大きなかなめとして、自治体を抜きにしては進まないことは事実であります。まちづくり3法の改正は商店街の問題にとどまらず、町全体の将来像にかかわるという観点で行われたものです。今後士別市で、中心市街地の活性化を目指し、改正3法の適用と国の支援に向けた事業が計画されるかどうかは現況では定かではありませんが、コンパクトなまちづくりという方向性を進める上においては、やはり自治体として強力な意思がなければ進まないものではないでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君）（登壇） 井上議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、私からはポスフル名寄出店計画に関する御答弁を申し上げて、コンパクトなまちづくりにつきましては経済部長の方から答弁をいたします。

今日の本市の商業、商店街を取り巻く環境は、市民購買ニーズの変化、多様化に加え、景気低迷に伴う個人消費の停滞などを要因として、年間商品販売額及び小売店舗数ともに年々減少傾向にあることが商業統計調査などでも示されておりまして、依然として厳しい状況が続いているものと認識をいたしております。

また、本市小売商業における消費者の買い物動向につきましても、平成12年と16年に、それぞれ北海道商工指導センター及び士別商工会議所において、市民を対象に、消費者アンケート調査を実施したわけでありまして。これらの報告書の分析結果としては、商店街、コンビニ、及び百貨店等の大型店を合わせて、市内におきます洋服、衣類、家具、家電、さらに生鮮食料品等の生活必需品なども含めて、商品全体の購入割合は約7割で、一方名寄、旭川、札幌市などのほか、通信販売なども含めた市街商圈での割合は3割となっております。かなり高い割合で消費が流出している調査結果であります。

そこで、名寄市に大型店ポスフルが出店をした場合に、この士別市にどのような影響があるのかといったことでもあります。アンケート調査結果のとおり、現状におきましても消費が流出している状況の中で、更に上川北部市町村のほぼ全域を集客エリアとする総合スーパーとしての大型店が出店されるとなると、本市にとりましてもこれはもう対岸の火事ではなくて、これまでも増して多くの業種におきまして、更なる消費の流出に拍車がかかっていくことが予想されるわけでありまして。

更に、この影響として小売店全体の販売額下落等による活力低下などの事態も招きかねず、このため、過日名寄市で開催されました大型店出店反対総決起大会に商工会議所をはじめ、多くの商業関係者がこの出店を危惧されると、参加されているところでもありまして、私もこのことによって、極めて深刻な影響が生じるものと大変憂慮いたしているところであります。

そこで、この出店につきましては、地元の名寄市においても賛否両論がある中で、私からこのことについて多く言及するということは、大変これは難しいものがあります。ただ、井上議

員がお話のように、これまでに経験したことのないワンストップ・ザ・サービスの可能な、巨大な大型店の出店は、本市小売業等への影響のみならず、経済全体にとってははかり知れない大きな打撃になることは予想されますことから、私といたしましては、やはり来てほしくないということが偽らざる考えであります。

したがいまして、今後とも本市からの消費の流出を防ぐためには、大型店にはない専門店としての豊富な商品知識と機動性のある高いサービスの提供、更には対面販売のできる中・小売業の強みを最大限にこれを生かしながら、一層の競争力強化と魅力のある店づくり、商店街づくりが何よりも肝要なことから、引き続き集客力の高い、にぎわいのあるまちづくりに向けて、商業等の関係者となお一層連携をし、鋭意この対応に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、私からの答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私からコンパクトなまちづくりについて、お答えいたします。

本市のまちづくりにつきましては、とりわけ平成10年に設置の土別市商店街振興検討委員会を中心とするまちづくり関係者の熱い思いによって、消費者ニーズに沿った購買活動における利便性、サービス向上のための多くのまちづくり運動が、継続した取り組みとして着実に展開されているところであります。

また、市といたしましても、国の中心市街地活性化法などを活用した取り組みではないものの、このまちづくり運動に呼応し、各種事業や施策を効果的かつ効率的に進めるべく、平成14年に土別市中心市街地活性化についての指針を策定し、これに基づき市街地整備改善事業として、平成14年に中心市街地交流施設ぷらっとの建設、15年にはあすなる公園ポケットパークの造成と駐車場の一体的整備、16年には生涯学習センターのいぶきの建設、更に市街地中心部の歩道の段差解消など、人に優しいバリアフリーの整備を実施いたしてきたところであります。これらの施設については、現在有機的に結合し、新たなにぎわいづくりの導線として、中心市街地の活性化に大きく寄与しているものと考えているところでございます。

そこで、コンパクトなまちづくりについて、今後の土別市のまちづくり基本方針の中に、その方向性を具体的に位置づけるべきとのことについてであります。井上議員お話しのとおり、今日大規模集客施設、公共施設等の郊外立地による中心市街地の空洞化や居住人口の減少、更には空き地、空き店舗などが増加している中で、これに歯どめをかけ、中心市街地にまちなか居住を促進するとともに、都市機能を集約する、つまり人も施設も機能も中心部に集積することで、そこにいればほとんどの用事が足りるような、暮らしやすいまちづくりを進めるための手法として、コンパクトなまちづくりという考え方が大きく取り上げられております。

このコンパクトなまちづくりは、中心市街地活性化法や都市計画法等の、いわゆる改正まちづくり3法に加え、農地法などの各種法律制度を活用しながら、中心市街地への都市機能の集

積によるにぎわいづくり等の振興と、一方、市街地の無秩序な拡大の抑制、更には都市機能の適正立地を同時に取り組むことで実効性の高い持続発展可能な都市形成が、コンパクトなまちづくりの基本的な考え方となっております。

現在、本市におきましては、改正まちづくり3法を視野に入れた具体的な計画はありませんが、本市におけます少子高齢化社会の到来や環境問題、更には商店街の再構築など、これら山積している課題も踏まえ、将来の本市のあるべき姿を展望したとき、既に社会基盤が整備されている中心市街地に、生活に必要な多くの機能が集積され、子供からお年寄りまで、すべての世代に優しく、安心して暮らせる環境を整えたまちづくりが、今後必要になってくるものと考えます。

したがって、このコンパクトなまちづくりにつきましては、市政執行方針でも市長から基本的な考え方を申し上げましたが、平成20年から新士別市総合計画がスタートいたしますので、この10力年の長期にわたるまちづくりを見据えて、市、地域住民、商工会議所商工会、商店街関係者、市民団体等が連携して、同じ方向に進まなければ、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりは難しいものと考えますので、本市の個性、特性を生かした中心市街地活性化のため、コンパクトなまちづくりの手法等について、十分調査研究に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

副議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 2時11分散会）